

研究概要

事業名

福祉による受け入れ促進及び支援の強化・充実のための研究事業

事業実施予定期間

2014年6月9日 から 2015年3月31日 まで

事業実施目的

罪に問われた高齢・障がい者等への刑事手続きの「入口」段階での支援の必要性が高まりつつある中、そのような人を受け入れる福祉の「受け皿」が広がっていないという現状がある。下記の取り組みを実践的に行うことで、罪に問われた障がい者等への支援に関心がありながらも受け入れに踏み出すことができない福祉事業者の受け入れへの後押しとなり、現に受け入れを行っている事業所での支援強化に寄与することを目指す。

事業内容

1. 「福祉的支援協力事業所協議会」の開催【継続事業】

(宮城・和歌山・滋賀・島根・長崎)

福祉的支援を行う事業所、更生保護施設、医療機関、生活困窮者支援団体等で構成される「福祉的支援協力事業所協議会」を開催し、ネットワークの強化と「受け皿」のスキルアップ・増加を目指す。

勉強会・研修会を開催し、支援を行う中で抱えている悩みの解消や支援力強化、新たな「受け皿」の確保を図る。

2. 「地域で安全に暮らしていくために」学習プロジェクトの実施【継続事業】

(長崎)

全国の企業や特別支援学校等で犯罪学習のテキストとして使用されている「地域で安全に暮らしていくために」をより効果的・均一した学習とするため、福祉事業所の職員が無理なく行うことのできる学習方法・プログラムを検討し、ひいては受け入れ促進につなげる。

プロジェクトチームを立ち上げ、社会内訓練事業所での学習を元に、学習プログラムを作成する。

「地域で安全に暮らしていくために」を使用している企業や特別支援学校を訪問し、使用方法や改訂に向けての聞き取りを行う。

3. 「調査支援委員会」の運営【継続事業】

(宮城・静岡・和歌山・滋賀・島根・長崎)

事務局が集めた情報に基づき、罪を犯した背景となった障がい特性や成育歴等を精査し、福祉による更生支援の可能性はもとより、地域生活(社会内処遇等)及び矯正施設での処遇においても参考となるような福祉的助言を行う。

事務局は、委員会において必要となる情報を調査し、必要に応じて福祉施設等への受け入れ調整を行う。

長崎では、裁判所からの依頼に基づいて開催する。

4. 「司法福祉弁護士」の実施【継続事業】(名称変更)

(神奈川・東京・大阪・長崎)

警察段階から実刑判決・矯正施設退所後まで切れ目なく関与する弁護士のあり方を探る。具体的には次の通りである。

矯正施設収容中の対象者との面会を通じて、施設収容中に生じる問題や処遇について法的なアドバイスを行い、また、早期の仮出所が可能になるよう上申書を提出する。

国選弁護人が選任されない期間に必要な活動を行うこと、実刑判決を受けた被疑者について、矯正施設に対して処遇にあたって障がい特性に配慮すること(PFI 刑務所への収容等)及び早期に特別調整に乗せるように要請すること等によって、裁判と裁判の間の空白・裁判と刑務所間の空白を埋め、支援の切れ目をなくす。

「社会内訓練」における「更生支援」に対し、権利保障の視点からチェック・助言を行う。

ケース会議への出席等を通して福祉機関と連携し、円滑な社会復帰を妨げる法的問題(多重債務の整理、法的後見人の設定、生活保護申請同行 等)を解決する。

5. 「矯正施設における医療等支援のあり方検討委員会」【新規事業】

(長崎)

矯正医療の在り方に関する有識者検討会の意見書「矯正施設の医療の在り方に関する報告書～国民に理解され、地域社会と共生可能な矯正医療を目指して～(平成26年1月21日)」において、刑事施設における医師(矯正医官)の不足が重要課題として示された。既存のシステムに則った矯正施設医療は限界となっている。そこで、長崎刑務所において、刑務所における継続可能な医療提供システムのあり方について検討する。

6. 「実務検討会議」の開催

①「実務検討委員会」の開催

実務者間による意見交換会を行い、事業の実践方法の確認と評価及び情報共有を行うことにより効果的な実践につなげていく。(7月・2月中旬)

②「政策検討委員会」の開催

全国各地での実践を制度化へ向けた政策提言へとつなげるために、事務局と行政機関等による「政策検討委員会」を開催する。(3月)

事業の効果および活用方法

自立が困難な矯正施設退所者に対して福祉的支援を行う福祉事業所が増加し、そこで行う地域生活のための学習についてのプログラムが確立されれば、障がいをもっていることや高齢であることゆえに自立が困難になっていた人びとがスムーズに社会生活をおこなうことができるようになる。また、福祉的支援を提供できる事業所が増えることによって、そもそも矯正施設に收容されることなく社会生活を送ることができる人も増える。また、本事業は、障がい者が障がいゆえに不利益な立場に立つことを防ぎ、個人として地域で尊厳を持って生活することを実現することによって、障がい者の「基本的人権」を保障することにも寄与することができる。